

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年5月31日(月) 開会 午後 2時00分 閉会 午後 3時30分
2 ところ	徳島市役所 1階 第1研修室
3 議長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 7番委員 宮崎 学 9番委員 増井 孝重 10番委員 安瀨 和子 11番委員 松浦 義幸 12番委員 森 政雄 13番委員 坂東 賢二 14番委員 兼田 博行</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>19番委員 市岡 沙織</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地であることの証明について

(再開 午後2時55分)

議長 これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。

それでは第1号議案について説明をします。全ての申請について法定の添付書類は整っております。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後21aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。すでに吉野川市で農地所有適格法人の資格を取得し、ブルーベリーの栽培をおこなっておりますが、徳島市においても、農地所有適格法人の資格を取得しました。また、対象農地に農業用倉庫があるため、例外届出がなされる予定です。

2番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後32aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番から7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後42aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。また、3番から7番案件については、新規就農面談を行いました。

8番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後44aに至り、譲受人は対象地において、菜の花の栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後116aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後52aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。10番案件については、新規就農面談を行いました。この後、谷川委員さんから心証を発表していただきますが、農地法第3条第2項の不許可要件に該当すると思われます。なお、取り下げしないとの譲受人の意向により、議案にあげました。

11番と12番は、農地の相互交換による所有権移転で、それぞれ農地1筆の所有権が移転されるものです。11番の譲受人の耕作面積は許可後124aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。12番の譲受人の耕作面積は許可後80aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上12件で、対象地は、田13,338.15㎡、畑4,536㎡、合計17,874.15㎡です。

御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、3番から7番案件の新規就農面談に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、新規就農計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員 5月18日の午後2時より、3番から7番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は松浦推進委員さんと私の委員2名と、譲受人側2名、事務局2名の6名です。

譲受人はこの度、申請地で果樹の栽培を始めることを計画しております。申請地は下町に6筆ありますが、いずれも休耕地であり、現状は農業に適した土地ではないため、土壌改良を行いながら、作付けをしていく予定です。現在は、会社を経営しており、農業の経験はありませんが、以前から農業に興味があったとのことで、知り合いに助言をもらいながら農業を学んでいるとのことです。農機具は、会社で使用しているものがあり、保有状況に問題はなく、労働力にも問題はないように思われます。

結論として、今回の三条許可については、就農計画等に問題はなく、果樹の栽培が軌道に乗れば地域の活性化にも繋がるため、上八万地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして10番案件の新規就農面談に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 4月16日の午後2時から、10番の案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は浦川推進委員さんと私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。

対象地は国府町●●に3筆、国府町●●に1筆の計4筆で合計5、229㎡です。譲受人は対象地において、すだちや枝豆、じゃがいも等の栽培をしたいとのことです。

しかしながら、譲受人は、現在、兵庫県●●市在住で会社に勤務しており、その上、他に農作業に従事する世帯員等もないということなので、取得後、直ちに5反を超える農地の全てを効率的に耕作することはできないこと、また、事業計画に書かれている耕作に必要な農作業に常時従事することはできないことから、3条の不許可要件に該当すると思われます。したがいまして、本件は、不許可とせざるを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、まず、1番から9番、そして11番から12番案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、1番から9番、そして11番から12番案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、先ほど、谷川委員から「不許可が相当である」との心証報告がありま

した10番案件について採決いたします。譲受人は、現在、兵庫県●●市在住・在勤で、また、ほかに農作業に従事する世帯員等もないことから、農地法第3条第2項第1号の「所有権取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められない場合」及び、同条同項第4号の「耕作に必要な農作業に常時従事することができない場合」の各号に該当するものとして、不許可とすることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、10番案件を不許可とすることに決定いたしました。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページをお開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、露天駐車場に転用するものです。本案件は、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。

また、転用目的が、駐車場に該当するため、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。第2号議案は以上1件のみで、地目は、畑のみ129㎡、転用目的の内訳は、駐車場・資材置場です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、品山 昌美委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 議案書4ページからを、御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番から6番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、譲受人は所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。1番は勝占地区で1か所設置し、2番から6番は不動地区で2か所設置します。また、3番案件の地目についてですが、「山林」と記載がありますが、農家台帳に記載されているため、農地として扱っています。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、仮設建物の販売・リース業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

8番から17番は、徳島市の広域道整備課が発注した公共事業であるため、合わせ

て説明します。申請地は、すべて公共投資の対象となっていない2種農地に該当します。転用目的は、四国横断自動車道周辺対策事業として実施する道路および水路の改良工事用の作業ヤードとするもので、権利の設定は全て賃貸借権の設定になり、一時転用の期間は、8番から10番までが令和4年3月17日まで、11番から15番が令和5年2月28日まで、16番から17番までが令和6年6月30日までとなります。続きまして、18番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、造園業を営んでおり、所有権を移転し、苗や肥料の小売店舗に転用するものです。

19番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

20番と21番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。20番と21番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、店舗に転用するものです。また、現地調査時に、一部を看板用地として利用していることが明らかになったため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

22番の申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある1種農地ですが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番から7番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全22件で、地目は、田が11,680.93㎡、畑が、

8,332.60㎡、その他が2,960㎡で、合計22,973.53㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地480㎡、駐車場・資材置場2,154.83㎡、その他施設用地20,338.70㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月21日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と転用者側1名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、徳島市論田小学校から東へ約2kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、現状の高さのままで整地を行い、周囲にはフェンスを設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのことですが、土地改良区および水利組合が管轄外のため、上申書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題は見受けられず、勝占地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして2番から6番案件の地区審査に参加していた

だいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月19日の午前10時より、2番から6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と増井推進委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、徳島市不動小学校から南へ約800mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。造成については、現状地盤を整地、転圧し、全体に砕石を敷きつめ、周囲にはフェンスを設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのことで、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害措置についても配慮されており、不動地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の坂東推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東推進委員 今月18日に7番案件で地区審査をしましたので、報告します。参加者は品山委員と私の2名、事務局2名、転用者側が1名となります。

申請対象の農地は、応神小学校から東へ約600mにあり、2種のうちに区分されるとのことです。転用目的は、露天資材置場であり資材として、主にスーパーハウスを置く計画です。土地の造成については、すでにある東側の擁壁を利用し南側、北側には、擁壁を新設し、山土を入れ、上に砕石を敷き、40cmほど上げるとのことです。

排水は雨水のみで、地下浸透を西側にある道路に向かって勾配をつけ、進入路にそって、すでにある排水路を使用し隣接する農地に影響がでないようにするとのことです。なお、今ある農業用水の給水栓につきましては、南側の土地に移設するとのことです。また、地元の土地改良区および水利組合からの同意書も提出されているようです。結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する、被害防除の措置についても、応神地区の委員として問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から3番を許可相当として県に諮問し、残りの19件については全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から3番を許可相当として県に諮問し、残りの19件については全案件を許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、次の議案の審議に移ります。

第4号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。
議案書8ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われ
ます。今月は新規設定が9件、再設定が8件で合計17件となっており、そのうち、賃
貸借権が10件、使用貸借権が7件となっております。
設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区・1筆・1件、2番
から8番が勝占地区・13筆・7件、9番が上八万地区・1筆・1件、10番が入田
地区・6筆・1件、11番が応神地区・2筆・1件、12番が川内地区・1筆1件、
13番から15番が国府地区・3筆・3件、16番から17番が北井上地区・3筆・
2件となっております。
利用権設定については以上で、田13筆・15,420.00㎡、畑17筆
14,622.00㎡の合計30筆・30,042.00㎡となります。
第4号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。
御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、
実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。
それでは、10番案件の新規就農面談に参加していただいた、入田地区の板東委員
さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 5月11日の午後1時30分から10番案件で地区審査を実施いたしましたので
報告します。参加者は森推進委員さんと私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の
5名です。譲受人はこの度申請地で、多品目の野菜を有機自然農法で栽培し、インタ
ーネットで販売することを計画しております。譲受人は現在、他町村で、農地を借り
て耕作している友人の手伝いで、季節野菜や水稻の栽培をしています。
本格的に、農業を始めようとしたきっかけは、自分が病気になったことで、食に興
味を持つようになり、食育を勉強しているうちに、オーガニック野菜を買うようにな
り、将来は自分で作ろうと考えるようになったそうです。
農機具に関しては、現在は草払い機しか所有していませんが、当面は地域の方に借
りて、将来的には増やしていく予定です。
今後の目標は、農業での収益が徐々に上がるように、ネット販売を中心に販路を拡
大し、自然農農業体験農園の運営や直売所の運営を視野に入れ、地域の荒廃農地の解
消にも貢献していきたいと考えています。
結論として、今回の三条許可については、就農計画等に問題はなく、入田地区の委
員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。
報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上で
すが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、
御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第4号議案の農用地利用
集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を承認することに決定いたしました。以上で付議案件の審議を終了します。
引き続き、農地関係の報告事項に移ります。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。
議案書11ページをお開きください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。12ページに渡り8件受理しました。
13ページをお開き下さい。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。5件交付しました。
14ページを御覧ください。3番は農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。4件受理しました。
15ページをお開き下さい。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。2件受理しました。
16ページを御覧下さい。5番は農地であることの証明についてです。4件受理しました。
報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から連絡事項の説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上